

意見書案第 16 号

太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 3 年 9 月 29 日

大津市議会議長

桐 田 真 人 様

提 出 者	奥 村	功
	船 本	力
	嘉 田	修 平
	田 中	知 久
	草 川	肇

## 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの利用促進を図ることは、地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上の観点からも重要であり、その利用拡大が必要である。そのため、近年、我が国では様々な取組が実施されてきたが、一方で、太陽光発電設備を住宅地に近接した遊休農地や山林を伐採して設置され、周辺環境との不調和や景観の阻害、反射光による光害などといった地域住民の住環境への悪影響を生じさせるとともに、異常気象時の土砂災害の被害の発生が危惧される状況も発生している。

本市においては、こうした現状に鑑み大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例が改正され紛争解決のためのあっせん制度が創設されたが、災害リスクが高い区域の指定などについてはさらなる法の整備等も必要である。

よって、国及び政府においては、太陽光発電事業の適切な推進に向け、次の措置を講じることを強く求める。

### 記

- 1 太陽光発電設備について、景観、生活環境及び防災上の観点から、山林や土砂災害危険箇所、急傾斜地などに設置禁止区域を定めるなど、立地の規制に係る法整備等の所要の措置を講ずること。
- 2 設置された太陽光発電設備が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律の認定基準に従い適正に設置されているかを国が責任をもって定期的に確認すること。
- 3 水源の涵養、土砂の流出その他の災害の防備に寄与するなど、様々な機能を有する山林の保護のため他の法令による開発の規制を含めた法整備を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月29日

大津市議会議長 桐田 真人

内閣総理大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
衆議院議長  
参議院議長

あて